

名古屋市緑政土木局「週休２日交替制工事」試行要綱の運用（Q & A）

技術指導課

★緑政土木局「週休２日交替制工事」試行要綱は、以下のとおりの運用とします。

週休２日交替制の考え方

Q 1 : 現場着手とはいつのことを指すのですか。

A 1 : 現場事務所の設置、測量、資機材の搬入、仮設工事の開始等、現場での作業を開始する時点です。なお、ここでは、トータルステーション、トランシット、水準器などの器械を使用して現場を測定することを測量とみなします。そのため、巻尺で延長や幅員を確認する程度であれば、測量とみなしません。

Q 2 : 技術者及び技能労働者の休日の考え方はどのようになりますか。

A 2 : 対象期間において、各々の技術者及び技能労働者が現場での作業（現場事務所での事務作業を含む。）を行わない日が休日となります。なお、現場閉所日については、各々の技術者及び技能労働者の休日としてカウントします。また、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日としてカウントします。

Q 3 : 夏季休暇、年末年始休暇とはどの日を指すのですか。

A 3 : 夏季休暇、年末年始休暇は原則として次の日をいいますが、会社の休業日に合わせて変更しても差し支えありません。

・夏季休暇：８月１３日～８月１５日の３日間

・年末年始休暇：１２月２９日～１月３日の６日間

Q 4 : 休日率算定の対象となる技術者及び技能労働者の考え方はどのようになりますか。

A 4 : 施工体制台帳に記載がある技術者及び技能労働者が対象であり、かつ、対象期間内に現場に１週間以上従事した者が休日率算定の対象となります。

Q 5 : 平均休日率の算定の考え方はどのようになりますか。

A 5 : 休日率算定の対象となる技術者及び技能労働者について、各々で休日率を算定し（小数点第１位まで算出。小数点第２位を四捨五入。）、それを平均します。（小数点第１位まで算出。小数点第２位を四捨五入。）

Q 6 : 工期延期となった場合の週休 2 日交替制の考え方はどのようになりますか。

A 6 : 延期となった期間も含め、技術者及び技能労働者が交替で休日確保できるように配慮してください。

Q 7 : 現場代理人は、現場への常駐義務があるが、現場代理人が休日取得の際の考え方はどのようになりますか。

A 7 : 要綱第 5 条に記載がありますが、現場代理人が休日取得の際には、監理技術者又は主任技術者が現場に常駐することを原則とします。ただし、現場代理人の代理として、監理技術者又は主任技術者以外の者が従事する場合には、2 開庁日前までに請求・通知・協議・報告・承諾書（第 33 号様式）にて、経歴書及び直接的雇用関係が確認できる書類が添付されていることを確認の上、現場代理人の代理についての協議をしてください。

Q 8 : 週休 2 日交替制にした結果、工期内で工事が完成できなくなりました。これを理由に工期延期は認められますか。

A 8 : 当初の工期は現場閉所日のほか、天候不良による不稼働日及び準備・後片付け期間等を考慮して設定していますが、現場条件等によって生じた不測の日数については、従来どおり協議を行ってください。週休 2 日交替制による技術者及び技能労働者の休日確保の結果、工期内で工事が完成できないという理由だけでは、工期延期は認められません。

Q 9 : 週休 2 日交替制にした結果、工期内で工事が完成できなくなりましたが、工期延期が認められなかったため、履行遅延により工事が完成しました。この場合、平均休日率の達成は認められますか？

A 9 : 受注者の責めに帰すことができない事由がある場合は工期延期を行えますが、工期延期が行えず、工期内に工事が完成しなかった場合は、休日の現場閉所の達成は認められませんので、未達成となります。

Q 10 : 施工計画書に添付する対象期間における現場に従事する技術者及び技能労働者の各々の休日予定及び平均休日率が分かる資料とは、どのようなものですか。

A 10 : A 4 に記載のある休日率算定の対象者について、各々の休日取得計画が分かる資料を施工計画書に添付してください。なお、対象期間内すべての休日取得計画の提出が難しい場合は、2 ヶ月毎の提出でも構いません。

Q 11 : 金曜日の夜から土曜日の朝にかけての夜間工事は、金曜日、土曜日共に勤務したことになるのですか。

A11：金曜日は勤務したことになりますが、土曜日は勤務したことにはなりません。

Q12：監督員による休日率算定の対象となる技術者及び技能労働者の休日取得状況の確認は、どのようにしますか。

A12：休日率算定の対象となる技術者及び技能労働者の各々の休日率及び平均休日率が確認できる資料により確認します。なお、市ホームページに参考として休日取得報告書記載例を掲載しています。

Q13：現場代理人等が現場に出勤せずに会社で書類整理をしていた場合、休日を取得したことになりますか。

A13：休日を取得したことにはなりません。

受注者希望型について

Q14：業務委託の場合は、どのように週休2日交替制の取り組みを行えばよいですか。

A14：工事と同様に、「名古屋市緑政土木局「週休2日交替制工事」試行要綱」に基づいて取り組みを行ってください。

Q15：業務計画書を提出する前に、受注者希望型を希望したい。どのようにすればよいですか。

A15：対象期間における現場に従事する技術者及び技能労働者の各々の休日予定及び平均休日率が分かる資料にて監督員と協議し、認められれば、同じ資料を業務計画書に添付してください。

Q16：契約期間は1か月以上ありますが、実質的な作業期間が極めて短い場合でも認められますか。

A16：現場作業が極端に短い場合には認められません。（対象期間が1週間以上とします）

Q17：既に契約中の業務委託において、受注者より「週休2日交替制工事」として施工したい旨の申し出があった場合どうすればよいですか。

A17：試行要綱の第3条第2項を満足していて、現場着手前であれば、本市監督員と協議の上、認められれば対象とすることができます。対象となった場合、監督員から技術指導課へ連絡をお願いします。

達成状況について

Q18：4週8休以上（28.5%以上）の平均休日率の達成とはどのような考え方ですか？

A18：休日率算定の対象となる技術者及び技能労働者について、対象期間日数を分母に、休日を取得した日数を分子にした割合（率の小数第2位四捨五入）を各々で算定し（休日率算定）、それを平均したもの（率の少数第2位四捨五入）（平均休日率算定）が28.5%以上となっているかどうかで達成の判断をします。

工事成績評定について

Q19：業務委託において4週8休以上の平均休日率を達成した場合、成績評定の加点は行いますか。

A19：工事と同様に、業務委託においても0.8点の加点を行います。

Q20：対象期間における現場に従事する技術者及び技能労働者の各々の休日予定及び平均休日率が分かる資料を提出しましたが、平均休日率が4週8休未満（28.5%未満）となってしまった場合は未達成として減点されますか。

A20：工事・業務委託ともに、未達成となった場合でも、減点はありませんが、工程管理の不備が認められる場合等には、成績評価の判断材料のひとつとなります。

経費の算出について

Q21：経費の算出は、どのようになりますか。

A21：工事・業務委託ともに、平均休日率の達成状況に応じて、経費の算定を行います（補正係数については、試行要綱参照）。

発注者指定型：当初設計から全ての月で4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、平均休日率の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、平均休日率の達成状況に応じて補正します。

受注者希望型：平均休日率の達成状況を確認後、最終変更設計時に平均休日率の達成状況の適用区分に応じて各経費を補正します。

その他

Q22：施工途中で週休2日交替制の実施が困難となった場合、どのような取扱いになりますか。

A22：どのような理由であっても、実施できなかった場合、発注者指定型では経費の減額補正を行います。また、受注者希望型では経費の補正を行いません。

Q23：工事契約後に、週休2日交替制から週休2日制への変更、また、週休2日制

から週休2日交替制への変更はできますか。

A23：発注者指定型については、原則変更できません。対象工事の性質をよく考慮した上での工事発注をお願いします。また、受注者希望型についても、一度協議・承諾したものは原則変更できません。対象工事の性質をよく考慮した上で協議・承諾をしていただくようお願いします。

Q24：工事件名の末尾に（交替制）と入っていますが、PR用紙に工事件名を記載する時にも、必ず（交替制）を入れなくてはならないか。

A24：近隣にお住まいの方にも建設業の労働環境改善の取り組みをご理解いただきたいので、工事件名の省略はしないで、PR用紙に週休2日交替制の趣旨を簡潔に明記するなど、工夫をお願いします。

<趣旨の記載例>

この工事は、建設業の労働環境の改善に向けて、建設現場で働く技術者及び技能労働者が交替で週休2日を取得するよう取り組む工事です。ご理解のほどよろしくをお願いします。

Q25：4週8休以上の技術者及び技能労働者の平均休日率を達成した証明をしてもえませんか。

A25：4週8休以上の技術者及び技能労働者の平均休日率を達成した証明について、工事では、工事完了確認通知書（第19号様式）において、「本工事は4週8休以上の技術者及び技能労働者の平均休日率を達成した工事です」と表記して通知し、業務委託では、業務完了確認通知書（第19号様式）において、「本業務委託は4週8休以上の技術者及び技能労働者の平均休日率を達成した業務委託です」と表記して通知します。

Q26：技術者及び技能労働者の平均休日率28.5%以上の取り組みを行った場合、対象期間が4週間未満でも4週8休以上の平均休日率を達成したことになりますか。

A26：対象期間が4週間未満の工事・業務委託において、平均休日率28.5%以上を達成した場合は4週8休以上達成とみなします。同様に、対象期間が4週間未満でも技術者及び技能労働者について、対象期間日数を分母に、休日を取得した日数を分子にした割合（率の小数第2位四捨五入）を各々で算定し（休日率算定）、それを平均したもの（率の少数第2位四捨五入）（平均休日率算定）が28.5%以上であれば達成したとみなします。

※赤色で記載のQAについては、「週休2日制工事」試行要綱の運用（QA）と同じQAです。